

教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するための全国署名

総理大臣 殿
総務大臣 殿

財務大臣 殿
文部科学大臣 殿

署名項目

1. 教員にも残業代を支給すること
2. 学校の業務量に見合った教職員を配置すること
3. これらを実現すべく教育予算を増額すること

このままでは
学校が
もちません!



氏名	住所

呼びかけ人

教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育の実現を求める教育研究者有志



内田 良
名古屋大学教授



尾木直樹
法政大学名誉教授



片岡洋子
千葉大学名誉教授



勝野正章
東京大学教授



菊地栄治
早稲田大学教授



小国喜弘
東京大学教授



小玉重夫
東京大学教授



佐藤 学
東京大学名誉教授



澤田 稔
上智大学教授



志水宏吉
大阪大学教授



清水睦美
日本女子大学教授



高橋 哲
大阪大学准教授



中嶋哲彦
愛知工業大学教授



中村雅子
桜美林大学教授



浜田博文
筑波大学教授



広田照幸
日本大学教授



前川喜平
現代教育行政研究会
代表



松下佳代
京都大学教授



山本由美
和光大学教授



吉田 文
早稲田大学教授



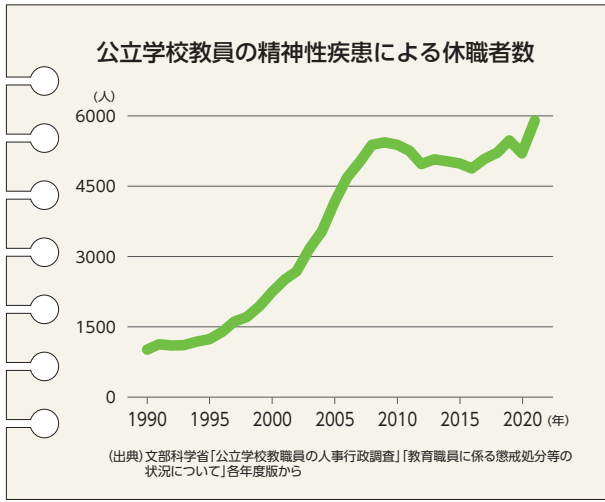
取り扱いグループ団体名 [

]

この署名の集約のめど、送り先などは
Change.org署名のサイトをご覧ください。

人にはゆとりがないと、いい仕事できません。
 ゆとりなく働きすぎると、人はこわれてしまいます。
 じっさい学校では長時間労働がまん延し、
 病気による休職者は増える一方です。
 若者も教職を敬遠するようになり、
 学級担任も確保できない「教員不足」がおきています。
 このままでは学校がもちません。

こうなった原因は、教員をとりまくシステムにあります。
 教員に残業代を支給しない法律(給特法、1972年施行)の下で、教員の残業は増え続けました。
 学校の業務量にみあった教職員が配置されているのか?という問題もあります。
 子どもが学び育つためには、ゆとりをもって真剣に接してくれる教員が必要です。



教員の元気を取り戻し、 子どもの豊かな成長を!

私たちは、教育研究の成果に基づいて、この解決には少なくとも次の3つの事項が不可欠だと考えます。

- 1 教員にも残業代を支給すること
- 2 学校の業務量に見合った教職員を配置すること
- 3 これらを実現すべく教育予算を増額すること

この要望事項に賛同する方々の署名とともに提出します。政府として適切な措置を講じてください。

教員にも残業代

「残業させたら割増賃金をはらう」これは長時間労働に歯止めをかける世界の共通ルールです。ところが、52年前、公立学校教員には本給の4%分の教職調整額を支給する代わりに、「原則として残業は命じない」、「残業代は支払わない」という法律(給特法)がつけられました。しかし、実際には、学校の仕事も残業も増える一方です。裁判所も「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していない」との判断を示しました。

業務量に見合った教員の配置

多くの教員が過労死ラインで働いています。それでも、授業準備のために十分な時間を使うことが難しいという現実があります。学校の業務量に対して、教員が少なすぎるのです。これを解消しないかぎり、教員の長時間労働は解決しません。

教育予算の増額

日本の教育予算(対GDP比)は、世界的に見てもたいへん低い水準にあります。でも、子どもに豊かな学びを保障するためには、教員を適切に配置しなければなりません。働きに見合った給与を教員に支払うのは当然です。そのために必要な教育予算を確保することは、国の務めです。

教育予算(GDP比)国際比較

国	教育予算(GDP比)(%)
OECD平均	4.1
日本	2.8
韓国	5.5
フィンランド	5.2
スウェーデン	5.1
アイスランド	5.0
デンマーク	4.9
オーストラリア	4.8
ニュージーランド	4.7
オランダ	4.6
エストニア	4.5
アメリカ	4.4
ポルトガル	4.3
リトアニア	4.2
アイルランド	4.1
日本	2.8
アイスランド	2.7

出典: OECD [図表でみる教育2022年版]